

【オーストラリア】 行政命令の大量失効への対応策

海外立法情報調査室・等 雄一郎

* 2003 年行政命令法により行政府の制定するすべての行政命令は、制定後 10 年で失効することになった。2005 年の同法施行時、既存の行政命令が一括登録され、今後大量の行政命令が失効することになる。対応策として 2012 年行政命令改正（日没失効措置）法が制定された。

1 2003 年行政命令法の「日没失効」規定

議会制定法の委任のもとに行政府が制定する規則や命令などの行政命令は増加の一途をたどり、1980年代の年間約800件から2000年代には倍以上の年間千数百件に達している。このような状況で制定された2003年行政命令法（Legislative Instruments Act 2003、以下「LIA法」）は、連邦の行政命令を包括的に管理する枠組みを定めるものである。具体的には、制定当局の起草水準の高度化、制定前の関係機関との適切な協議、行政命令とその制定趣旨説明書の連邦官報への登録義務、連邦議会による行政命令についての審査の強化、行政命令の「日没失効（sunsetting）」などを定める（注1）。

中でもLIA法の特色は行政命令の「日没失効」規定（第49条～第54条）で、すべての行政命令は、第54条に定めるものを除き、制定後10年が経過した後の4月1日又は10月1日のいずれか早い日に失効するとされた。制定当局が行政命令の継続的見直しを行う場合でも、この「日没失効」規定により時代遅れの行政命令を制度的に排除し、行政府に慎重な行政命令制定を促すなどの効果が期待された（注2）。

2 行政命令の一斉大量失効

連邦政府の経済、社会政策分野の中立的調査助言機関である豪州生産性委員会が2011年末に発表した報告「規制改革の確認と評価」は、2005年のLIA法施行時に一括登録されたその当時有効であった既存の行政命令が近く失効する期限を一斉に迎えることについて、規制改革との関連で強い懸念を示した。それは、多くの行政命令が十分な審査を受けずに、また、規制対象である経済界など利害関係者との適切な協議を経ずに失効し又は再制定される危険性があるからである。

2015年から2022年までの間にLIA法により失効が見込まれる行政命令は約6,300件に上り、その大半は2018年4月までに失効する（注3）。同法によれば、失効する日の18か月前に、失効する行政命令の一覧が議会に提出され（第52条）、議会は一覧中から効力を継続すべき行政命令をその後6か月以内に決議しなければならない（第53条）。失効予定の大量の行政命令の一覧が議会に提出される期限が2013年中に迫ってきた。

3 2012 年行政命令改正（日没失効措置）法の制定とその概要

こうした状況への対応策として、LIA法改正のための「2012年行政命令改正（日没

失効措置) 法案」が2012年5月、政府から下院に提案された。上下両院とも委員会に付託されずに本会議を通過し、2012年9月22日に制定・施行された(Act No.135 of 2012)。

ロクソン(Nicola Roxon) 司法長官の議会における法案趣旨説明(注4)によれば、LIA法の改正点は大きく4点で、その概要は次のとおりである。

第1は、失効日の分散化により一度に大量の行政命令が失効するのを防ぐ措置である。従来はLIA法の施行後に改正があったかどうかなどにより古い行政命令の失効日の算出は複雑であったが、原則として、今後は「日没失効」規定の対象となるすべての行政命令は官報に登録された日付によって失効日が決まることとし、例外的に、2005年のLIA法施行時に大量登録された行政命令に関しては、1940年代以前制定のものは2015年中に失効するが、1990年代後半以降制定のものは2019年以降に段階的に失効日を迎えるなど制定年の古い順に失効することになった(改正で更新後の新第50条)。

第2に、司法長官に行政命令の内容にわたる審査権限を付与する条項をLIA法に追加する(第51A条)ことにより、関連する行政命令の失効日を同一日とすることが可能となると共に、当該行政命令の規制対象の業界等利害関係者が内容審査に参加する機会を与えられることにより、生産性委員会報告で指摘された懸念に応えることになった。

第3に、官報の行政命令版に登録されている現行の行政命令の約4割を占めるといわれる実質的に用をなさない行政命令(改正条項のみのものなど)を、改正等が終わり次第失効させるための規定の整備である(改正で更新後の新第48A条など)。ただし、これが適用されるのは法施行後に制定される行政命令からである。

第4に、行政命令と同時に制定当局が作成して官報に登録し、議会に提出する義務を負う制定趣旨説明書の記載要件を従来よりも明確化した(改正で追加された第26条第(1A)項～第(1D)項)。従来はこの制定趣旨説明書が分かりにくく矛盾する記載が多々あったが、その記載要件を明確化することによって、個人や業界団体が行政命令の理解に要する手間を減らすことにつながり、規制内容の理解が進むと説明された。

注(インターネット情報は2012年12月17日現在である。)

(1) Moira Coombs, "Legislative Instruments Bill 2003," *Bills Digest* No. 26 2003-04, 2003, p.5.

<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/MZDV6/upload_binary/mzdv60.pdf;fileType=application/pdf>

(2) Moira Coombs, "Legislative Instruments Amendment (Sunsetting Measures) Bill 2012," *Bills Digest* No. 177 2011-12, 2012, p.3.

<<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillsdgs%2F1740608%22>>

(3) Productivity Commission, *Identifying and Evaluating Regulation Reforms (Research report)*, Canberra: Productivity Commission, 2011, p.27.

<<http://www.pc.gov.au/projects/study/regulation-reforms/report>>

(4) N Roxon (Attorney-General), 'Second reading speech: Legislative Instruments Amendment (Sunsetting Measures) Bill 2012', *House of Representatives Debates*, 23 May 2012, p.5209.